

令和3年4月8日

南 防 犯 協 会

各自治会・町内会長 様

刑法犯認知件数（3月末 暫定値）212件（去年同期比+18件）

1 主な犯罪

- 空き巣 5件(+1件)
- ☆自転車盗 33件(+4件)
- 車上ねらい 18件(+3件)
- 部品ねらい 13件(+4件)
- オートバイ盗 7件(+2件)

特殊詐欺 9件（3月末 暫定値） 被害総額 10,813,000円
（内訳）

オレオレ詐欺	4件	被害金額	6,200,000円
預貯金詐欺	4件	被害金額	3,409,000円
融資保証詐欺	0件	被害金額	0円
架空料金請求詐欺	0件	被害金額	0円
還付金詐欺	0件	被害金額	0円
キャッシュカード詐欺盗	1件	被害金額	1,204,000円
その他の手口	0件	被害総額	0円

（令和3年3月末 現在）

※町名別特殊詐欺発生状況

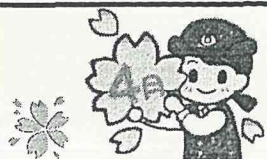
町名	件数	町名	件数
井土ヶ谷上町		真 金 町	
井土ヶ谷中町	1	清水ヶ丘	1
井土ヶ谷下町		西 中 町	
浦 舟 町		前 里 町	
永 楽 町		大 岡	
永田みなみ台		大 橋 町	
永田山王台		中 村 町	1
永 田 台		中 島 町	
永 田 東	1	中 里	
永 田 南		通 町	
永 田 北		唐 沢	
榎 町		東蒔田町	
花之木町		南吉田町	
吉 野 町		南 太 田	
宮 元 町		伏 見 町	
共 進 町		二 葉 町	
庚 台	1	日 枝 町	1
弘 明 寺		白 金 町	
高 根 町		白 妙 町	
高 砂 町		八 幡 町	
三 春 台		平 楽	2
山 王 町		別 所	
山 谷		別所中里台	
蒔 田 町		睦 町	
若 宮 町		堀ノ内町	
宿 町		万 世 町	
新 川 町		六 ツ 川	1
		合 計	9

「特殊詐欺」と「自転車盗」に注意！

- ・3月中の特殊詐欺認知件数は5件と先月に比べ大幅に増加しています。
留守番電話設定をして、すぐに電話を取らないようにしましょう！
- ・自転車盗については、無施錠での被害が未だに半数以上を占めています。
対策については「カギをかける」に尽きます。それだけで大幅に被害は減ります！



担当：南防犯協会事務局
（南警察署内：生活安全課）
電話045-742-0110



南区交通事故統計《4月》

令和3年3月末現在



発生件数

	令和3年	令和2年	増減数
神奈川県内	5202	5335	-133
横浜市内	1905	1893	12
南区内	95	99	-4

死者数

	令和3年	令和2年	増減数
神奈川県内	29	50	-21
横浜市内	4	22	-18
南区内	0	1	-1

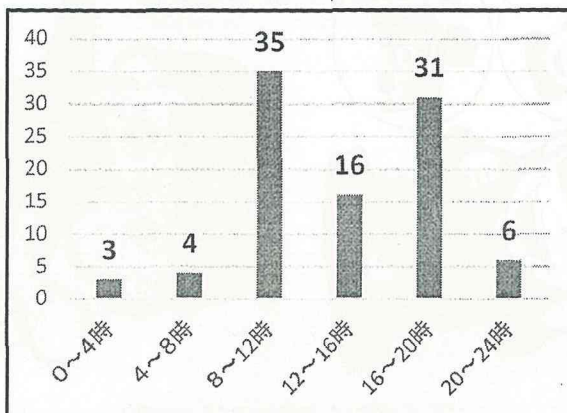
負傷者数

	令和3年	令和2年	増減数
神奈川県内	5950	6223	-273
横浜市内	2162	2168	-6
南区内	111	116	-5

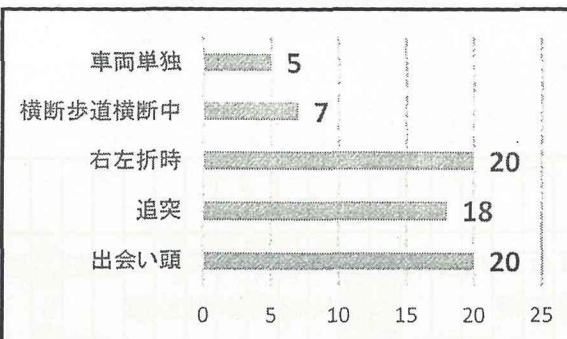
関係事故

	令和3年	構成率	増減数
高齢者	33	34.7%	-8
子供	7	7.4%	0
二輪車	35	36.8%	4
自転車	27	28.4%	7

時間帯別発生状況



事故類型別発生状況



町名別発生状況

町名	令和3年	令和2年	増減数	町名	令和3年	令和2年	増減数
万世町	3	1	+2	平楽	1	1	0
三春台	0	1	-1	庚台	0	1	-1
中島町	1	2	-1	弘明寺	0	0	0
中村町	6	2	+4	弘明寺町	0	3	-3
中里	6	4	+2	新川町	1	1	0
中里町	0	0	0	日枝町	1	1	0
二葉町	1	1	0	東蒔田町	0	0	0
井土ヶ谷上町	2	2	0	榎町	1	4	-3
井土ヶ谷下町	3	4	-1	永楽町	1	1	0
井土ヶ谷中町	3	1	+2	永田みなみ台	0	0	0
伏見町	0	1	-1	永田北	1	2	-1
八幡町	0	0	0	永田南	2	1	+1
六ツ川	8	11	-3	永田台	0	0	0
共進町	4	3	+1	永田山王台	0	0	0
別所	4	6	-2	永田東	4	4	0
別所中里台	0	0	0	浦舟町	2	3	-1
前里町	1	4	-3	清水ヶ丘	1	0	+1
南吉田町	0	2	-2	白妙町	1	1	0
南太田	5	3	+2	白金町	0	1	-1
吉野町	3	2	+1	真金町	5	1	+4
唐沢	1	0	+1	睦町	5	3	+2
堀ノ内町	1	1	0	花之木町	1	1	0
大岡	2	6	-4	若宮町	1	0	+1
大橋町	2	0	+2	蒔田町	1	0	+1
宮元町	6	5	+1	西中町	1	0	+1
宿町	0	2	-2	通町	0	3	-3
山王町	0	0	0	高根町	1	0	+1
山谷	0	0	0	高砂町	2	3	-1

南警察署からのお知らせ

4月6日（火）から15日（木）まで、春の全国交通安全運動が実施され、10日（土）は交通事故死ゼロを目指す日です。

通学中の児童が死傷する交通事故が発生するなど、道路において子どもが危険にさらされています。

守ろう！交通ルール！みんなで交通事故をゼロにしましょう。



～ 安全は 心と時間の ゆとりから ～

令和3年火災・救急概況

南消防署
1月1日～3月31日

1 南区火災・救急状況

区分 \ 年別	令和3年	令和2年	増△減
火災件数	13	12	1
火災種別			
建物	10	8	2
林野	0	0	0
車両	0	1	△1
船舶	0	0	0
航空機	0	0	0
その他	3	3	0
焼損床面積 (㎡)	78	49	29
死者 (人)	1	0	1
負傷者 (人)	0	1	△1
主な火災原因			
たばこ	4	1	3
放火(疑い含む)	3	4	△1
こんろ	3	1	2
ストーブ	2	1	1
電灯・電話等の配線	1	0	1
救急出場件数	3,013	3,103	△90
救急種別			
急病	2,124	2,161	△37
一般負傷	559	590	△31
交通事故	107	118	△11
その他	223	234	△11

2 横浜市火災・救急状況

区分 \ 年別	令和3年	令和2年	増△減
火災件数 (件)	231	209	22
焼損床面積 (㎡)	5,636	1,766	3,870
死者数 (人)	11 (0)	6 (2)	5
負傷者数 (人)	40	27	13
救急出場件数 (件)	46,607	51,101	△4,494
救急種別			
急病	31,835	35,104	△3,269
一般負傷	8,574	9,456	△882
交通事故	2,064	2,264	△200
その他	4,134	4,277	△143

* 死者数欄()内の数値は、放火自殺者の内数

3 行政区別火災・救急状況

区分	年別	火災			救急		
		令和3年	令和2年	増△減	令和3年	令和2年	増△減
行政区別件数	鶴見	14	20	△6	3,421	3,718	△297
	神奈川	11	10	1	2,903	3,160	△257
	西	10	11	△1	1,719	2,171	△452
	中	27	17	10	3,528	3,876	△348
	南	13	12	1	3,013	3,103	△90
	港南	23	16	7	2,733	3,091	△358
	保土ヶ谷	13	8	5	2,650	2,793	△143
	旭	15	13	2	3,234	3,421	△187
	磯子	10	7	3	2,142	2,419	△277
	金沢	11	12	△1	2,640	2,870	△230
	港北	19	20	△1	3,671	4,101	△430
	緑	6	7	△1	2,091	2,288	△197
	青葉	13	6	7	2,725	3,058	△333
	都筑	10	10	0	1,798	2,097	△299
	戸塚	8	22	△14	3,415	3,682	△267
	栄	5	3	2	1,475	1,587	△112
	泉	12	10	2	1,864	2,003	△139
	瀬谷	11	5	6	1,567	1,645	△78

4 連合町内会・受持消防団別火災件数

連合町内会名	火災件数	受持消防団
太田東部連合町内会	0	1分団
太田地区町内連合会	0	
寿東部連合町内会	2	2分団
中村地区連合町内会	5	
蒔田連合町内会	0	3分団
お三の宮地区連合町内会	0	
堀ノ内睦町連合町内会	0	
井土ヶ谷地区連合町内会	1	4分団
北永田地区連合町内会	1	
永田みなみ台連合自治会	0	5分団
本大岡地区町内会連合会	0	
大岡地区連合町内会	0	6分団
別所地区連合町内会	1	
南永田・山王台連合町内会	0	
六ツ川地区連合自治会	1	
六ツ川大池地区連合自治会	2	1～6分団
連合未加入自治会、その他	0	
合計	13	

5 南消防団受持地域別火災件数

分団名	発生件数 (件)
第1分団	0
第2分団	7
第3分団	0
第4分団	2
第5分団	0
第6分団	4
合計	13

※本年数値は速報のため、変更することがあります。また、表は前年同時期との比較です。

かわら版(4月号)

発行者:南消防署

新たな体制でみなみを守る

日時:令和3年4月1日(木)

内容: 令和3年4月1日付けの人事異動により、南消防署長が新たに就任しました。また、1年間の初任基礎教育・実務教育を経て、8人の若手職員が正式に南消防署に配属されました。訓練や災害現場を通して、様々な知識・技術を学び、4月から南消防署の新たな若い力として、勤務しています。

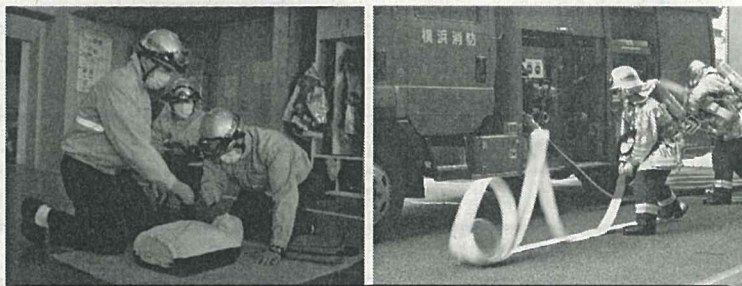
昨年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、様々な訓練やイベントが中止になり、区民の皆さまと接する機会が少なく残念なところではありますが、引き続き感染予防に努めながら、南消防署一丸となって業務に取り組んでいきます!

今山南消防署長

南区民の皆さま、令和3年4月1日に南消防署長に就任いたしました。今山です。

南区勤務は初めてですが、区民の皆さまの安全・安心に全力を尽くすつもりです。

どうぞよろしくお願いします。



3月11日、12日に行われた効果確認の様子の様子

市内初!

外国人防災指導チーム発足

日時:令和3年4月6日(火)

場所:南消防署3階訓練室(南区浦舟町2-33)

内容: 多言語による広報活動や外国人に対する防災指導、災害時における避難誘導などを行うことを目的として、南消防団に外国人防災指導チームが発足しました。南区にお住まいの外国人の数は、10,937人と市内では3番目に多くなっています。(令和元年度末)

今後は、外国人防災指導チームと協力し、より多くの方に訓練等に参加していただける環境を作っていきます!



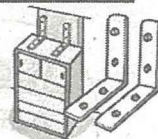
外国人防災指導チーム団員の皆さん



救急指導の様子

申込期間：令和3年4月1日～7月30日（第1次）

家具転倒防止器具の 取付けを代行します



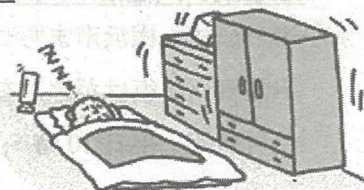
先着400件！
（横浜市全体）

横浜市及び南区役所では、家具転倒防止対策の取組を支援するため、転倒防止器具の取り付けの無料代行及び器具の購入費用の一部を補助します。

◆対象

同居者全員が、下記の①～⑥のいずれかであること

- ①65歳以上
- ②身体障害者手帳の交付を受けている
- ③愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている
- ④精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
- ⑤介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている
- ⑥中学生以下



※「中学を卒業した方」から「64歳以下の方」がいる世帯については②～⑤に該当しない限り、制度対象となりません。

【注意事項等】

- 事前調査及び取付作業はNPO法人横浜市まちづくりセンターが実施します。
- 取付員は作業に必要な器材を持参するため、車で訪問します。
- 調査・作業時は、申請者の立会いをお願いします。
- 初回訪問時に対象世帯であることを書類で確認するため、生年月日が分かる書類・障害者手帳・介護保険証等をご用意ください。（写しの提出は不要です）
- 取付代行できる家具は2つまでとします。
- ご自身でご用意いただいた転倒防止器具は取り付けできないことがあります。
- 過去にこの事業を利用して取り付けされた方は、再度お申し込みできません。

◆支援内容

① **家具転倒防止器具の取付代行【無料（家具2つ分まで）】**（横浜市補助事業）

② **家具転倒防止器具の購入代金の補助**（南区役所独自の補助事業）

⇒**購入費用の2/3（補助額上限5,200円）を補助。**

（「横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針による重点対策地域及び対策地域」にお住まいの方は、**購入費用の9/10（補助額上限7,200円）**）

※ ②の購入代金の補助については、「NPO法人横浜市まちづくりセンター」（横浜市の委託事業者）から購入し、同事業者が取付代行を行った器具に限ります。

◆相談窓口（横浜市・南区が委託している事業者になります）

NPO法人横浜市まちづくりセンター （受付時間：平日10時～16時）

TEL：045-262-0667 FAX：045-315-4099

◆ 申込方法

① 郵送

本紙付属の申請書を記入し、郵送で申し込みます。

※回覧をご覧の方は、申請書をコピーして使用していただくか、横浜市まちづくりセンターへお電話ください。

※記入漏れがないか必ず確認してください。

※記入を終えたら、チラシから切り取り申請書裏面の折り線に沿って封筒の形に折ります。最後にセロテープでしっかり止めて、郵便ポストへ投函してください。

② 電子申請

横浜市ホームページを検索、または下記のQRコードから申込フォームにアクセスし、必要事項を入力します。

横浜市 家具転倒防止対策

検索



←QRコードからも申請できます。

※個別や追加で申請書が必要な場合

NPO法人横浜市まちづくりセンター(045-262-0667)へお電話ください。

申請書(往復はがき)を送付します。内容を記入の上、ご返送ください。

受付時間: 平日 10時~16時 (12時~13時を除く)

◆ 取付けまでの流れ ※お申込みから取付けまでお時間がかかる場合があります。

申込

- ・①本紙付属の申請書を郵送、または②電子申請にてお申込みください。
- ※追加で申請書が必要な場合には、横浜市まちづくりセンターにお電話頂ければ送付いたします。

利用可否決定

- ・申込内容をもとに、横浜市が利用可否を決定します。
- ・利用決定後、「利用決定通知書」を郵送でお届けします。
- ・対象世帯でない場合は「利用却下通知書」が届きます。

訪問日の日程調整

- ・「利用決定通知書」が届いた後、NPO法人横浜市まちづくりセンターの担当取付員から調査訪問日の日程調整のお電話をいたします。

調査訪問

- ・訪問した担当取付員が対象世帯であることを確認します。
- ・家屋状態を確認し、ご相談の上、取付家具と転倒防止器具を決めます。
- ・器具購入のご相談も承ります。

取付訪問

- ・決めた家具に転倒防止器具を取り付けします。
- ・器具購入を依頼された場合は、器具代金をお支払ください。また、購入代金の補助を受けるための申請書を記入し、取付員に提出してください。(後日、区役所より補助金を振り込み。)

____年____月____日

家具転倒防止器具取付申請書

（申請先）横浜市長

横浜市家具転倒防止対策助成事業について、下記の同意事項に同意し、家具転倒防止器具の取付けを申請します。

フリガナ	
申請者	
世帯人数	人（下記①～④のうち、該当する項目全てに○をつけてください） （同居者全員が、①65歳以上、②障害者手帳等を交付されている、③要介護・要支援者、④中学生以下のいずれかに該当しています。）
住所	〒 _____ 横浜市 _____
電話番号	
家屋状況	持家 ・ 借家 （どちらかに○をつけてください）

同意事項（注意事項）

- 事前調査及び取付作業の際は、立会いをお願いします。（後日、電話で日時調整します。）
- 事前調査時に、事業対象者の確認を行います。生年月日が分かる書類、障害者手帳、介護保険証等をご用意ください。
- ご自身でご用意いただいた転倒防止器具は取付できないことがあります。
- 取付代行できる家具は2つまでとします。

【同意事項】

- ①取付後の家具や家屋に関する損害賠償、②取付後に発生した地震等の災害で家具等が転倒し負傷又は死亡した場合において、市、取付事業者及び当該住宅等の所有者に対する損害賠償を請求しません。
- 取付後の家具等の移動及び転倒防止器具の取外しは、自己の責任で行います。

↓折り線①

231-8790
033

必ず折り線に沿って
折り込みをしてください。

↑折り線③

横浜市中区長者町五丁目4の番地の1
ラフイーヌ長者町202
特定非営利活動法人
横浜しまちづくりセンター
行

↑折り線④

↑折り線②



差出有効期間
2022年3月
31日まで

〔切手を貼らずに
お出しください〕

最後にセロテープでここをしっかりと止めてください。

令和3年度 九都県市一斉 自転車マナーアップ強化月間 横浜市実施要綱

目 的

自転車の交通事故を防止する運動を市民総ぐるみで展開し、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて、自転車の交通事故防止の徹底を図ります。

期 間

令和3年5月1日（土）～5月31日（月）の1か月間

スローガン

自転車も のれば車の なかまいり

重 点

- 1 自転車交通ルールの遵守とマナーの向上
- 2 自転車の損害賠償責任保険等加入と点検整備の促進



◆◆令和2年中の自転車関連事故発生状況◆◆

	全 事 故			自 転 車		
	件 数 (件)	死 者 (人)	負傷者 (人)	件 数 (件)	死 者 (人)	負傷者 (人)
横浜市内	7,398	48	8,468	1,587	2	1,461
前 年	8,398	50	9,699	1,662	4	1,582
前 年 比	-1000	-2	-1,231	-75	-2	-121
構 成 率				21.5%	4.2%	17.3%
神奈川県内	20,630	140	23,876	5,027	12	4,844
前 年	23,294	132	27,392	5,433	13	5,301
前 年 比	-2,664	8	-3,516	-406	-1	-457
構 成 率				24.4%	8.6%	20.3%

◆◆令和2年中の自転車関連事故年齢層別死傷者数内訳◆◆

15歳以下 12.6%	16～19歳 8.9%	20～29歳 11.9%	30～39歳 15.8%	40～49歳 17.4%	50～59歳 14.6%	60～ 64歳 4.0%	65歳以上 14.8%
----------------	----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	--------------------	----------------

自転車安全利用五則

（平成 19 年 7 月 10 日 内閣府交通対策本部決定）

1. 自転車は車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
（二人乗り・並進の禁止、夜間はライト点灯、信号遵守と一時停止・安全確認）
5. 子ども（13歳未満）はヘルメットを着用



悪質自転車運転者に安全講習の義務化

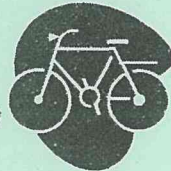
道路交通法施行令の一部改正（令和2年6月30日施行）

○信号無視、酒酔い運転など15項目の違反を「危険行為」と定め、3年以内に2回以上摘発された自転車運転者は、安全講習を受けることになります。

横 浜 市 交 通 安 全 対 策 協 議 会



各機関・団体の主な取り組み



共通事項

1. 運動の重点に基づき、今後の新型コロナウイルス感染症の状況等に応じ、市民の命と健康を守ることを第一に、それぞれの地域の実態に即した自転車のマナーアップを図る各種交通安全活動を積極的に推進します。
2. 関係機関・団体の職員等に、この運動についての周知を図ります。
3. 自転車安全利用五則など交通ルールの遵守とマナーの向上を呼びかけます。

横浜市・区

1. 各区で自転車の関係する交通事故実態に即した交通安全運動を関係機関・団体と連携を図りながら推進します。
(神奈川県交通安全対策協議会による自転車交通事故多発地域の指定)
また、自転車の損害賠償責任保険等加入の周知・啓発や、自転車とクルマの互いの思いやりを啓発する「思いやり SHARE THE ROAD 運動」を実施します。
2. 各区において交通安全教室を開催し、効果的な交通安全教育を推進します。
3. 新中学生・新高校生を中心に、交通ルールの遵守とマナーの向上を呼びかける啓発チラシを配布するほか、自転車交通安全教室を実施します。

警察

1. 信号無視、整備不良など危険性、迷惑性の高い運転などの指導取締りを強化します。
2. 関係機関・団体と連携し、自転車の通行方法に関する周知を推進します。
3. 参加体験型の交通安全教育等を積極的に推進します。
4. 関係機関へ交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域等の実態に即した事故防止活動を推進します。

交通安全協会

1. キャンペーンやイベントなどの開催により、運動への参加・協力を呼びかけるほか、地域や職場などでの自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
2. はまっ子交通あんぜん教室による児童への安全教育のほか、高齢者などに対する自転車の安全教室を実施し、自転車のルール・マナーに関する知識を市民に幅広く周知します。
3. 自転車の損害賠償責任保険等加入の周知・啓発を推進します。

地域・家庭

1. 子ども（13歳未満）が自転車を運転するときや、子どもを自転車に乗せるときは必ず自転車用ヘルメットを着用させるようにしましょう。
2. 自転車利用時のルールとマナーの大切さについての意識を高めましょう。
3. 自転車の危険な運転を見かけたら、地域ぐるみで「ひとこえ」をかけ合いましょう。
4. 自転車の事故に備え、損害賠償責任保険等に参加しましょう。

教育関係

1. 交通安全教育の推進を図るとともに、校外指導を充実します。
2. 自転車の利用に関する指導の充実を図ります。

道路管理者・鉄道事業者

1. 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
2. 道路情報板、駅広報、車内広報などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

横浜市交通安全対策協議会
(事務局) 横浜市道路局交通安全・自転車政策課
電話(671)2323

南区の燃やすごみの排出状況(第4四半期報告)について



【速報値】

1. 燃やすごみ1人1日あたりの排出量(原単位)第4四半期(1~3月)の実績(グラム)

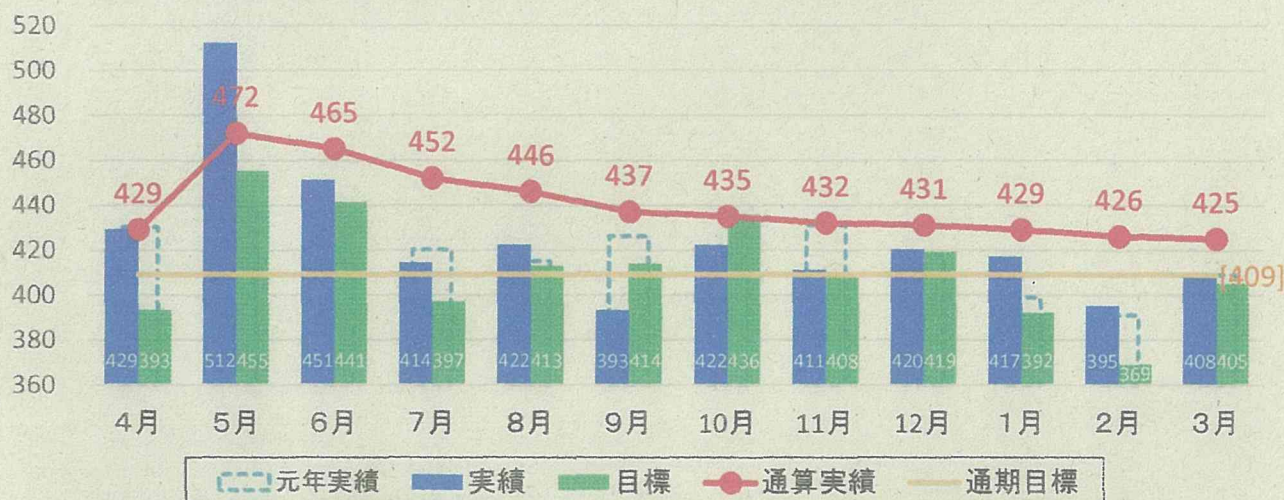
1~3月目標	1~3月実績	目標差
412	407	▲ 5



2. 燃やすごみ1人1日あたりの排出量(原単位)今年度通算実績(グラム)

	令和2年度 通算目標	令和2年度 通算実績	目標差
南区	409	425	16
横浜市	398	413	15

2年度通期の目標は **409**グラム です！



イーオからの お知らせ



南区役所・収集事務所でフードドライブを常設実施しています！

家庭で使いきれない食品を持ち寄り、地域の福祉施設や団体に寄附する「フードドライブ」を常設実施しています。
集まった食品は南区社会福祉協議会を通じて福祉に役立てます。

対象食品

- 未開封で包装が破損していないもの
 - 常温保存できるもの
 - 賞味期限まで2か月以上残っている食品
- ※生鮮食料品、手作りの食品、アルコール類はご利用いただけません。

場所・受付時間

- 区役所資源化推進担当(6階62番)
月～金曜日: 8時45分～17時
- 資源循環局南事務所(2階入口)
月～土曜日: 9時～16時

～さくら色のボックスが目印です～



自治会町内会館整備について

1 令和 4 年度の会館整備予定の申し出について

令和 4 年度に自治会町内会館の新築・購入・増築・改修・修繕（補助対象経費 100 万円以上）を行う意向がある自治会町内会を対象に、あらかじめ審査を行った上で予算編成を行い、予算確定後、優先度の高い案件から予算の範囲内で補助申請を受け付ける自治会町内会を決定していきたいと考えています。

つきましては、令和 4 年度に会館の新築・購入・増築・改修・修繕（補助対象経費 100 万円以上の工事が対象）を予定している自治会町内会については、まず、各区役所へお申し出をいただき、その後、必要書類をご提出いただくことになります。

（自治会町内会が公園内に公園集会所の整備を予定する場合についても、同様にお申し出と必要書類のご提出をお願いします。）

（注）公園集会所の整備の場合は、区役所へお申し出をいただく前に、環境創造局公園緑地管理課及び土木事務所と調整が必要になります。

（1）今後のスケジュール

- ・区役所へのお申し出及び書類提出の締切は、令和 3 年 7 月頃の予定です。
必要な書類等については、区役所地域振興課へお問い合わせください。
（内容を審査した上で、令和 3 年 9 月頃より予算の編成を行っていきます）
- ・令和 4 年度の予算が確定し、補助申請を受け付ける自治会町内会が決定されるのは、令和 4 年 3 月末頃の予定です。

（2）自治会町内会への周知

別紙『自治会・町内会館整備のための補助制度等の御案内』を全自治会町内会に配布します。

2 令和 3 年度の自治会町内会館整備助成事業について

令和 3 年度の整備予定については、令和 2 年度に事前申出いただいているところですが、風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合には、事前申出の有無に関わらず、各区役所地域振興課へご相談ください（り災の証明等、別途要件があります）。

【参考】

整備予定件数 40 件（新築 8 件、増築・改修 1 件、修繕 31 件）

事業予算額 150,740 千円（事前申請分：145,740 千円、緊急対応分：5,000 千円）

担当：横浜市市民局地域活動推進課

電話 671-2317 FAX 664-0734

自治会・町内会館整備のための補助制度等の御案内

自治会町内会活動や共助による減災に向けた取組の拠点となる、自治会・町内会館の整備に対する補助制度や融資制度及び法人化などの概要について、御案内します。

◆ 補助制度について

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

1 補助対象

自治会・町内会館の整備に対する補助は、次の全ての項目に該当するときに受けられます。

- (1) 自治会町内会が所有、整備、運営及び利用する施設であること
- (2) 地域住民の福祉向上、連帯の増進に寄与する施設であること
- (3) 補助を受けた会館が他にないこと
- (4) 会議及び集会に必要な施設を備えていること
- (5) 建築基準法その他の法令に適合していること
- (6) 会館の整備に対して、総会の議決等による自治会・町内会の意思決定があること
- (7) 会館の利用規約等が整備されていること
- (8) 要綱に定める業者数以上の市内事業者(※1)による入札又は見積合わせにより業者選定を行っていること(工事請負業者は建設業の許可を受けた業者(※2)であること)
- (9) 補助対象経費が100万円以上の整備であること

※1 市内事業者とは、市内に本社がある事業者です。店舗や事務所等だけが市内にあっても該当しませんので、御注意ください。

具体的には、次のいずれかに該当する事業者です。

- ◎ 横浜市一般競争入札有資格者名簿における所在地区分が市内である者
- ◎ 登記簿の本店(又は主たる事務所)の所在地が市内で登記している者
- ◎ 主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記していない団体

※2 補助決定後に、建設業の許可通知書の写しの提出が必要です。

2 補助内容

整備の種類	補助率	補助限度額	内 容
新築・購入	2分の1	1㎡当たり 99,000円 かつ 1,200万円	新たに建物を建設し、又は現在の建物の全部を撤去して新たに建物を建築すること
特殊基礎工事費	2分の1	300万円	地盤・敷地条件により施工する特殊な基礎工事
エレベーター設置工事費	2分の1	300万円	エレベーター設置に伴う工事費
増築	2分の1	500万円	既にある建物の床面積を増加させる工事
改修	2分の1	500万円	建物の主要構造部の改修を含む工事 耐震補強工事を含む
修繕	2分の1	200万円	建物の維持を目的とした、改修の程度に至らない修繕 ※風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合は、各区役所地域振興課へ御相談ください。

- ※ 改修における主要構造部とは、建築基準法における主要構造部をさします。
- ※ 外構工事は、整備の種類ごとの補助限度額内で、100万円を限度に外構工事に要する経費の2分の1を補助します。(新築・購入の場合、1㎡当たりの補助限度額とは別に補助します。)
- ※ 補助予定額が200万円を超える工事に対しては、審査委員会による整備費用の内容審査を行います。
- ※ 特殊基礎工事については地質データなどによる審査を行います。
- ※ 自治会町内会が整備する公園集会所について補助を受けるには、別途要件があります。詳細は各区役所地域振興課にお問合せください。

3 申請手続

会館整備の計画については、お早めに御相談ください。

会館整備に関する相談先及び申請書の提出先は、各区役所地域振興課です。

- (1) 整備予定時期の前年度7月頃までに、事前の申出が必要です。
横浜市の予算確定後、整備年度になりましたら補助申請を行い、**必ずその年度内に工事完了検査を受けていただきます。**
- (2) 補助申請は、会の総意を証する総会の議事録・工事設計書等の必要書類を添付し、**工事請負契約前又は売買契約締結前に**、自治会町内会の代表者の方が手続きを行ってください。
- (3) 申請された内容について審査し、補助決定を行います。
なお、補助申請時に申請された内容に含まれていない費用については、原則として補助の対象となりません。補助申請後にやむをえず工事内容に変更が生じた場合は、**必ずその着工前に御相談ください。**
※変更部分の費用については、補助の対象とならない場合があります。

4 補助金の支払い

工事完了後、現地にて立会い検査(完了検査)を行います。その完了検査結果に基づき、所定の手続きを行った後、補助金の支払いを行います。

5 その他

- (1) 区分所有者が管理する集会施設の整備
自治会町内会と区分所有者の団体の構成員がほぼ同じであり、かつ、自治会町内会が使用する施設で、自治会町内会が整備費を負担する場合に限り補助対象とします。
- (2) 他の自治会町内会と合同で整備する場合は、新築・購入の場合に限り、それぞれの団体に補助限度額を適用します。
- (3) 土地付き建物の購入は、建物部分の費用のみが補助対象となります。
- (4) 自然災害等による緊急修繕には一定の要件がありますので、必ずご相談ください。この場合、整備予定時期の前年度7月頃までに求めている、事前の申出は不要です。

6 補助金の返還

次のようなときは、補助金を返還していただきます。

- (1) 詐欺その他不正な手続きにより補助金を受けたとき
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき
- (3) 補助金を受け、整備した建物を第三者に貸与、譲渡、交換または担保に供しようとするとき
- (4) 補助金を受け、整備した建物を要綱で定める「**財産の処分制限期間(※注)**」内に処分(解体等)するとき
- (5) その他補助要綱に違反したとき

※注 要綱で定める財産の処分制限期間は次のとおりです。

- ◎ 整備内容が新築、購入、増築及び改修のもの
 - ア 鉄筋コンクリート造の場合・・・50年
 - イ 鉄骨造の場合・・・・・・・・・・30年
 - ウ 木造の場合・・・・・・・・・・24年
- ◎ 整備内容が修繕のもの・・・・・・・・・・建物の構造に関係なく10年

◆ 融資制度について

＜お問い合わせ先：お近くの取扱金融機関＞

横浜市との協定に基づき民間金融機関が融資を実施します。なお、申込にあたっては総会の議決が必要な書類もありますので、融資の利用を計画される場合は、融資内容・申込手続等の詳細について、お早めにこの融資を取り扱っている金融機関に御相談ください。

1 融資を実施する金融機関（取扱金融機関）

株式会社横浜銀行、横浜信用金庫、株式会社神奈川銀行

※公園集会所の整備に係る融資を実施するのは、横浜信用金庫と株式会社神奈川銀行です。

2 融資の内容

種 類	融資利率	融資限度額
新築・購入・増築・改修	各金融機関が定める 所定の金利	1,200 万円
修繕		500 万円

※融資額の単位は、10 万円です。

※公園集会所の場合、購入は除きます。

3 申込資格

融資を受けようとする自治会町内会は、次のすべての要件を満たすことが必要です。

- (1) 法人格を有する自治会町内会であること（次ページ「自治会町内会の法人化」参照）
- (2) 自治会町内会が償還金及び利子の支払い能力があること

4 融資対象となる会館

横浜市の補助要綱に基づく補助の決定を受ける会館であること

5 融資対象の除外

次に該当するときは、融資が受けられません。

- (1) 他の金融機関からの借換えを目的とするもの
- (2) 横浜市自治会・町内会館整備融資要綱に定めるところによる融資を受けた自治会町内会で、返済残金のある団体

6 返済期間・返済方法

返済期間は、10 年以内（6 か月の据置期間を含む。）の期間 とします。

- (1) 返済は、元利均等の月割賦償還を原則とします。
- (2) 償還は、借受後 6 か月間据え置き、7 か月目から行います。
- (3) 償還期間の満了前に未償還金の一部または全部を繰り上げて償還することもできます。その場合は金融機関が定める所定の手数料を支払うことになります。

7 申込人

法人化した自治会町内会の代表者が、取扱金融機関に対して行います。

なお、融資の申込は、自治会町内会が会館に対する市の補助決定を受けた後に行います。

8 連帯保証人・担保

- (1) 融資を受けようとする自治会町内会の代表者 1 人を連帯保証人とします。ただし、代表者以外の役員等の自発的な意思に基づく申し出がある場合はこの限りではありません。
- (2) 物件等の担保は不要です。

◆ 自治会町内会の法人化

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

自治会町内会の会館などの不動産は、団体名義での登記ができないため、役員個人名などで登記することになりますが、相続問題など財産上のトラブルになる恐れがあります。

こうした問題を解消し、団体名義での不動産登記が可能となる自治会町内会の法人化（法人格の取得）制度があります。

法人化については、会の規約や構成員名簿の作成など地方自治法に基づく手続が必要になります。

なお、横浜市との協定に基づく民間金融機関の融資を受ける場合は、法人化が必要です。

◆ 会館用地について

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

横浜市では、利用計画がないなどの一定の要件に該当する市有地を、会館を所有していない自治会町内会に有償で貸付を行っています。

貸付を希望される場合は、総会の議決等による自治会町内会の意志決定の書類・建設計画・資金計画の概要などを提出していただき、貸付の適否を判断します。

民有地・市有地にも適地がない場合、公園面積が5,000㎡以上であることなど、一定の条件のもとで公園内に「公園集会所」として設置が認められることがあります。

◆ 区役所地域振興課 連絡先一覧

区役所	電話番号	区役所	電話番号
鶴見区地域振興課	510-1687	金沢区地域振興課	788-7801
神奈川区地域振興課	411-7086	港北区地域振興課	540-2234
西区地域振興課	320-8386	緑区地域振興課	930-2232
中区地域振興課	224-8131	青葉区地域振興課	978-2291
南区地域振興課	341-1235	都筑区地域振興課	948-2231
港南区地域振興課	847-8391	戸塚区地域振興課	866-8413
保土ヶ谷区地域振興課	334-6302	栄区地域振興課	894-8391
旭区地域振興課	954-6091	泉区地域振興課	800-2391
磯子区地域振興課	750-2391	瀬谷区地域振興課	367-5691

◆ 横浜市市民局ホームページでも御案内しています。

横浜市 町内会館

検索

横浜市 市民局 地域活動推進課

Tel 671-2317



建築物不燃化推進事業補助

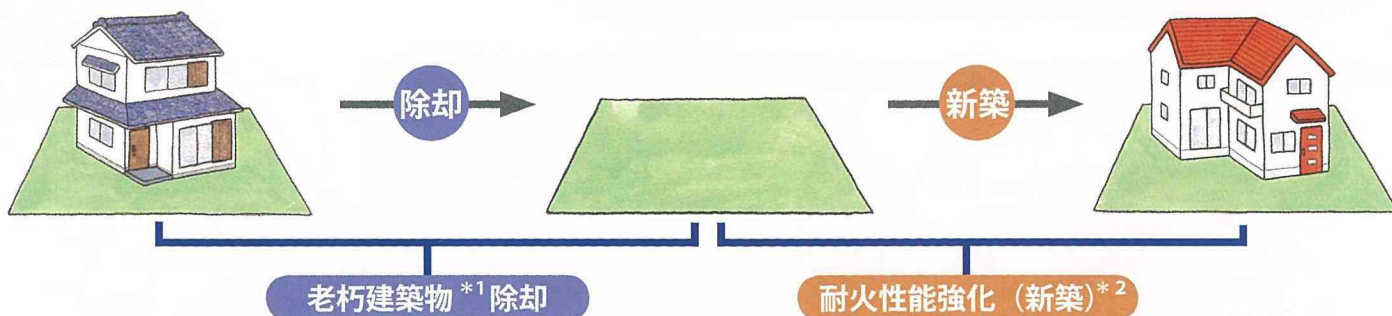
補助対象地区において、

※令和4年度終了予定

合計最大**300万円**まで補助します。

補助の内容

老朽建築物の除却費や建築物の「耐火性能強化」の工事費に対し、合計最大300万円を補助します。



- *1 老朽建築物 ⇒ 昭和56年5月31日以前の建築物又は耐用年数（木造22年・鉄骨造34年・鉄筋コンクリート造47年）を経過した建築物（横浜市木造住宅耐震改修促進事業により耐震改修工事を実施したものを除きます。）
- *2 耐火性能強化 ⇒ 建築基準法で規定する耐火建築物、準耐火建築物などの耐火性能の高い建築物を建築する工事（新築工事に限る。改修工事は対象外となります。）

補助の対象

補助種別		老朽建築物除却	耐火性能強化（新築）*3
補助率	重点対策地域（不燃化推進地域）	4分の3	4分の3
	上記以外の補助対象地区	3分の2	3分の2
補助上限額		150万円*4	150万円*4
		合計 最大300万円	
主な補助要件		① 市内事業者への発注 ② 個人、自治会町内会、中小企業者*5の所有 ③ 市税の滞納がないこと	① 市内事業者への発注 （重点対策地域（不燃化推進地域）は除く） ② 個人、自治会町内会、中小企業者*5の所有 ③ 市税の滞納がないこと

- *3 建築基準関係規定により耐火性能強化が義務づけられるもの（例：準防火地域における木造3階建の戸建住宅の新築など）や地震火災対策方針に基づく地震火災対策重点路線区域内の建築物の部分を除きます。
- *4 延べ面積による上限金額があります。
- *5 宅地建物取引業者が不動産の売買又は交換を目的として除却・新築するものを除きます。

補助対象地区は裏面を参照ください。



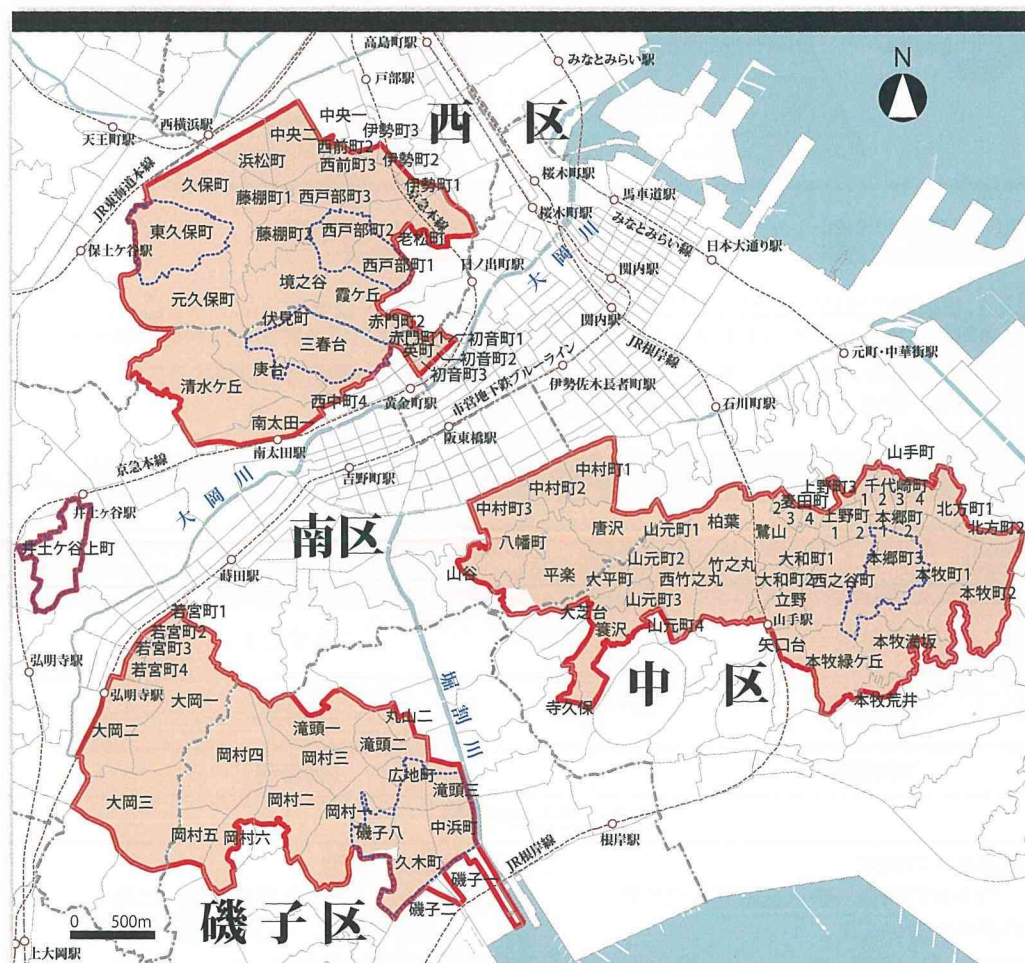
補助対象地区

下記の地区は、概ねの位置を示したものです。詳細については、お問い合わせください。



凡例

- 補助対象地区
- 重点対策地域（不燃化推進地域）
- 地域まちづくりプラン認定地域等



発行

横浜市都市整備局 防災まちづくり推進課

〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10 市庁舎29階

電話：045-671-3595 F A X：045-663-5225

より詳しい内容は、横浜市のホームページをご覧ください。

横浜市 まちの不燃化

検索

令和2年4月発行



会館整備の際の木材利用の促進について

～横浜市の補助金を利用して会館を整備される自治会町内会様へ～

会館整備の計画の際には、木造での建築や内装等の木質化を御検討くださるよう、お願いいたします。

横浜市では、平成 26 年 3 月に「横浜市の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針」を策定し、地球温暖化対策の一環として、建築物への木材の利用を進めています。

つきましては、横浜市の補助金を利用して会館を整備される自治会町内会の皆様にも、整備計画を立てられる際に、ぜひ国産の木材の利用について御検討いただければ幸いです。

◆ 自治会町内会の皆さまに御協力いただきたい内容

会館整備を担当された設計者や工事請負業者の方に対して、会館整備に使用された木材の種類や量などについて、御報告いただくようお願いすることがありますので、よろしくお願いします。

◆ こちらの木材の利用をぜひ御検討ください

○国産材

○神奈川県産材

○地域材（東京都・埼玉県・群馬県・栃木県・茨城県・千葉県・
山梨県・長野県・静岡県産の木材）

◆ 横浜市のホームページでも木材の利用の御案内をしています。

[トップページ](#) > [事業者向け情報](#) > [分野別メニュー](#) > [建築・都市計画](#) > [公共建築物](#)

> [公共建築物における木材利用促進](#)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/kokyokenchiku/mokuzai/>

問合せ先： 横浜市 建築局 公共建築部 営繕企画課 木材利用促進担当

Tel : 6 7 1 - 2 9 1 6 メールアドレス : kc-mokuzai@city.yokohama.jp

令和3年4月20日

自治会町内会長 各位
地区連合自治会町内会長 各位

南区地域振興課長
総 務 課 長

令和3年度地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金及び
町の防災組織活動費補助金申請説明会の開催について（ご案内）

日頃から、南区政の推進にご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記説明会を次の通り開催いたしますので、出席を希望される方は、お手数ですが
参加申込書をご提出いただきますようお願いいたします。

1 開催日時

令和3年5月22日（土） 午前10時から11時まで

2 対象者

補助金申請が初めてで、申請に不安のある方

※会場の都合上、各自治会町内会から1名までの参加をお願いします。

※申請を初めて行う方向けの内容になります。個別のご相談は事前予約のうえ窓口
にお越しいただくかお電話をお願いします。

3 会場

南区役所7階701会議室 南区浦舟町2-33

※駐車場はございますが、無料時間（60分）を超えた場合は有料となりますので
公共交通機関をご利用くださいますようお願いいたします。

※土曜開庁日となります。正面エレベーターで7階701会議室までお越しください。

4 説明会内容

（1）標記補助金の概要（申請・請求の流れ）

（2）申請に必要な様式、書類の確認（申請書類の受付も説明会当日は行いませんので
ご了承ください。）

5 申し込み

別紙参加申込書をファックスまたは郵送で令和3年5月14日（金）までに地域振興
課へご提出ください。

※事前申し込みを必ずしていただくようお願いします。

担当 地域振興課地域活動係

電話：341-1235 F A X：341-1240

総務課防災担当

電話：341-1225 F A X：241-1151

ファックス番号 341-1240

南区役所地域振興課 自治会町内会担当 行

**令和3年度地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費
補助金及び町の防災組織活動費補助金申請説明会
参加申込書**

自治会町内会名 _____

参加者氏名	役職	連絡先

※締切日 令和3年5月14日（金）必着

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、説明会を中止する
可能性があります。その場合は、ご連絡を差し上げますので、
連絡先の記入をお願いします。

《郵送の場合の送付先》

〒232-0024 南区浦舟町2-33

南区役所地域振興課 自治会町内会担当

Kirari

Special Edition 2021

特別号

2021年
4月

わたしたちが 地域と区役所のつなぎ役です

特別号 地区担当者・地域防災拠点参与 紹介号

地域と区役所のつなぎ役として、自治会町内会活動や防災の取組を支援する区役所の職員がいることをご存知ですか？区内16地区に「地区担当者」が、区内25の地域防災拠点に「地域防災拠点参与」が出向き、地域のお手伝いをさせていただいています。新年度を迎え新しい体制となりましたので、中面でご紹介いたします。

＼ こんにちは /

南区長の松山 弘子でございます

自治会・町内会の皆さまには、日頃から区政の推進に御協力いただき、厚く御礼を申し上げます。



昨年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、様々な行事が中止となりました。このような状況下でも、地域のつながりを絶やさぬよう、取り組まれていらっしゃる皆さまの熱意を日々実感しております。

区民の皆さまの思いに寄り添い、地域の皆さまと区役所との「顔の見える関係」づくりを更に進めていけるよう、今年度より地区担当課長を増員し、各地区1名の専任としました。これからも、皆さまと一緒に「あったかい南区」をつくってまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

南

Minami Ward

Yokohama

2021



1 お三の宮地区



学校連携・
こども担当課長
小田川 紀可



地域振興課
区民活動推進係長
平田 力

2 太田東部地区



福祉保健課長
中村 明子



地域振興課
資源化推進担当係長
小原 徹也

3 太田地区



税務課長
山本 秩朗



こども家庭支援課
担当係長
杉山 未来

4 寿東部地区



生活支援課長
廣瀬 優



高齢・障害支援課
高齢・障害係長
貞廣 昌司

令和3年度

地区担当者ご紹介

わたしたちが今年度の地区担当です！
よろしくお願いいたします。



9 南永田山王台地区



生活衛生課長
相田 剛



福祉保健課
運営企画係長
岩澤 玲子

10 六ツ川大池地区



生活支援課担当課長
森田 純



区政推進課
まちづくり調整担当係長
小倉 有美子

11 永田みなみ台地区



税務課担当課長
金木 昭人



区政推進課
企画調整係長
桃井 貢

12 北永田地区



地域振興課長
姫浦 尊



保険年金課
給付担当係長
里居 真一



福祉保健センター長
野崎 直彦



5 中村地区



総務課長
森田 英樹



税務課
担当係長
福谷 優一

6 蒔田地区



高齢・障害支援課長
石川 裕



総務課
統計選挙係長
鈴田 勇気

7 堀ノ内睦町地区



資源化推進担当課長
須賀 一裕



生活支援課
生活支援担当係長
日置 拓人

8 井土ヶ谷地区



南土木事務所副所長
大橋 男



総務課
予算調整係長
大隅 麻衣子



副区長
(総務部長)
富井 孝

地区担当とは？

地域と行政の窓口となり、地域の
魅力づくりや課題解決に向けた取組
のお手伝いをします。

具体的には？

地区連合の定例会議や行事に参加し、行政の情報を伝えるとともに、地域の
状況を把握し担当部署につなぎます。「〇〇については、どの部署に相談
したらよいのだろうか？」というときは、ぜひ地区担当者にお尋ねください。



13 六ツ川地区



戸籍課長
仁井田 尊史



生活支援課
生活支援担当係長
長谷川 善規

14 本大岡地区



区政推進課長
宮崎 郁



生活支援課
生活支援担当係長
田中 邦彦

15 大岡地区



こども家庭支援課長
森山 まり子



戸籍課
担当係長
上瀧 大

16 別所地区



保険年金課長
金澤 英俊



税務課
担当係長
森 充弘



南土木事務所長
角野 智史

地域防災拠点 参与ご紹介

日枝 小学校	 学校連携・ こども担当課長 小田川 紀可	 こども家庭支援課 こども家庭係長 杉崎 由樹
太田 小学校	 福祉保健課長 中村 明子	 こども家庭支援課 担当係長 城 紘子
南太田 小学校	 税務課長 山本 秩朗	 税務課 担当係長 熊澤 佐季
蒔田 中学校		 高齢・障害支援課 地域包括ケア推進担当 係長 難波 紘平
南吉田 小学校	 生活支援課長 廣瀬 優	 税務課 担当係長 泉田 隆行
石川 小学校		 生活衛生課 環境衛生係長 濱元 俊輔
中村 小学校	 総務課長 森田 英樹	 地域振興課 地域力推進担当係長 伊藤 悠
平楽 中学校		 福祉保健課 健康づくり係長 亀井 明子

共進 中学校	 高齢・障害支援課長 石川 裕	 生活支援課 生活支援担当係長 名倉 敦史
蒔田 小学校		 生活支援課 生活支援担当係長 篠田 大輔
井土ヶ谷 小学校	 生活衛生課長 相田 剛	 総務課 庶務係長 成松 利宣
六つ川 小学校		 生活衛生課 食品衛生係長 成瀬 圭介
六つ川台 小学校	 生活支援課 担当課長 森田 純	 区政推進課 広報相談係長 山崎 健司
六ツ川 中学校		 税務課 担当係長 寶子山 豊
永田台 小学校	 税務課 担当課長 金木 昭人	 税務課 担当係長 雪田 まい
永田 小学校	 地域振興課長 姫浦 尊	 区会計室 会計係長 浜田 進一
永田 中学校		 地域振興課 区民施設担当係長 飛留間 宣利

地域防災拠点参与とは？

地域防災拠点において、地域住民が円滑に避難所運営が行えるよう、マニュアルの整備や訓練の実施など、運営委員会の活動支援を行います。



南 中学校	 戸籍課長 仁井田 尊史	 戸籍課 担当係長 中山 一男
六つ川西 小学校		 戸籍課 担当係長 田中 香織
大岡 小学校	 区政推進課長 宮崎 郁	 保険年金課 国民年金係長 久保田 俊司
南 小学校		 生活支援課 生活支援担当係長 岡部 学
藤の木 小学校	 こども家庭支援課長 森山 まり子	 こども家庭支援課 子育て支援担当係長 土田 妃斗美
藤の木 中学校		 地域振興課 地域活動係長 堀 光子
別所 小学校	 保険年金課長 金澤 英俊	 保険年金課 保険係長 蘇原 由佳
南が丘 中学校		 保険年金課 収納担当係長 土田 志保

南区ちょこっと コーディネーター 派遣

地域のために何か始めてみたい

でも、みんなの意見を
どうやってまとめれば
よいだろう？

知りたいな…



相談したいな…

専門家のアドバイスが欲しい

そんな思いに寄り添い、専門知識やまちづくりの経験を活かしてちょこっと背中を押してくれるのが「南区ちょこっとコーディネーター」。

地域活動のお悩みごとに、ぴったりのコーディネーターを派遣します。

南区の地域活動を応援しています

タブレットの 無料体験

町内会でオンライン会議をしたい

オンラインなら若い人も
参加してくれるかな？



試したいな…

むずかしいかな…

機器を購入する前に、
まずは体験してみたい

そんな思いにお応えし、「タブレットの無料体験」を実施中！

使い方がわからない方にはテキストの提供などのサポートも行います。

南区では、地域活動の「新しい活動スタイル」を応援しています。

まずはお気軽にご相談ください

問合せ先

南区地域振興課 地域力推進担当

TEL. 341-1239



地域の防災・減災力の向上に 「ご近助講座」を活用してみませんか？

区役所職員が地域にお伺いし、防災に関する出張講座を開催しています。テーマは、防災全般に関すること、自助・共助に関すること、災害時要援護者支援に関することなど、ご相談に応じます。



対象 自治会町内会の会合等 開催時間 30から60分程度（会場の準備等は申込者でお願いします）

申込先 南区総務課防災担当 TEL. 341-1225

令和3年度

「南区ちよこっとコーディネーター派遣」を希望する団体を募集！

地域活動の担い手発掘など地域の魅力づくりに向けた取組が継続・発展するよう、活動に対する助言や計画づくりの支援を行う専門のコーディネーターを派遣します。

◆対象団体 ※次の(1)(2)のいずれにも該当する団体

- (1) 南区内の自治会町内会または自治会町内会がかかわる協議会、南区を活動拠点とする任意団体等
- (2) 継続して活動している団体もしくは新たに設立し今後継続して活動する見込みがある団体、または南区施設間連携事業に参画する区民利用施設等

◆対象となる活動

- ・地域活動の担い手発掘・育成のための活動
- ・若い世代の地域活動への参加を促進するための活動
- ・団体同士の連携を促進するための活動
- ・地域の魅力づくりに向けた活動



◆派遣内容

◇派遣回数

年度内に原則3回まで

※応募多数の場合、予算の範囲内で派遣回数を調整することがあります。

◇コーディネーター

ご相談内容に応じ、地域活動に詳しい専門家を派遣します。利用料は無料です。

◆募集

募集は随時行っています。詳しくは、南区地域力推進担当にまずご相談ください。

◆申込み等

- (1) 「南区ちよこっとコーディネーター派遣申請書」に記入の上、下記までお持ちください。
- (2) 申請書受理後、内容を審査し、派遣の可否を決定します。
- (3) 派遣決定後、日程等を調整します。



これまでの活用事例

活動内容

地区の道に愛称をつけることで、ふるさと意識の醸成、仲間づくりを目指す

コーディネーターの支援

参加者の募集や広報の方法、スケジュール作成についてアドバイスをした

コロナ禍でも
できる地域活動の
ヒントが知りたい



**まずはお気軽に
地域力推進担当まで
御相談ください！**

地区懇談会で
専門家に意見を
まとめてほしい



◇お問合せ・申込み先

南区地域振興課地域力推進担当（南区役所6階 63 番窓口）

TEL：045-341-1239 FAX：045-341-1240

令和3年4月20日

各自治会町内会長 様

南区地域振興課長 姫浦 尊

「地域活動支援通訳派遣及び翻訳」の実施のご案内

陽春の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、南区の多文化共生推進事業に御理解御協力いただき、ありがとうございます。

さて、南区では、区内に暮らす外国籍等の方々と地域住民が共に円滑な日常生活を送ることを目的とする事業に対して、通訳及び翻訳ボランティアへの依頼を実施しています。

つきましては、区内で行われる自治会町内会主催の事業、イベント等への通訳派遣やチラシなど印刷物の翻訳のご希望がありましたら、御利用いただきますようお願い申し上げます。

＜実施概要＞

対 象：南区内の連合町内会および自治会町内会が行う外国籍等区民が参加する行事。

ただし、次のものを除きます。

ア 参加者が限定されているもの

イ 病院およびこれに類する施設における医療通訳・翻訳

ウ 学校での試験や学習支援、単なるつきそいなど通訳、翻訳と認められないもの

エ トラブルの解決の依頼

派遣日時：原則として、月～金（祝日除く）8:45～17:15 の2時間以内

費 用：無料

申込方法：事業実施日1か月前までに地域振興課に依頼書をご提出ください。

詳しくは南区地域振興課区民活動推進係までお問い合わせください。

【申込及びお問合せ先】

南区地域振興課区民活動推進係

担当：平田、山口

電話：341-1238/FAX：341-1240

～通訳派遣・翻訳の流れ～

行事 1 か月前

「通訳等依頼書」、「通訳内容説明書（通訳の場合）」「翻訳原稿（翻訳の場合）」を地域振興課に提出してください。

～行事 1 週間前

みなみ市民活動・多文化共生ラウンジもしくは通訳ボランティアから決定の連絡が来ます。

通訳ボランティアと当日の内容確認をしてください。必要であれば、事前打ち合わせの日程調整も行ってください。

行事当日

行事の実施、通訳の実施。

行事終了後 14 日以内

地域振興課へ「実施完了報告書」、「翻訳物（写し）（翻訳の場合）」を提出してください。

みなみ市民活動・多文化共生ラウンジから、納品。

～翻訳完了希望日

納品後 14 日以内

南区地域活動支援通訳等依頼書

年 月 日

南区地域振興課長

部署名
または団体名

代表者名

印

次の事業について南区地域活動支援事業通訳・翻訳を希望するため関係資料を添えて依頼します。

依頼側・連絡担当者	(ふりがな)	電話:
	氏名	携帯:
		FAX:
通訳	行事名	
	通訳内容 (詳しくは別紙)	
	依頼言語、人数	語 人
	派遣希望日時	令和 年 月 日() 時 分～ 時 分(時間) *原則として、月～金(祝日除く)8:45～17:15の2時間以内です。
	事前打合せ日時	令和 年 月 日() 時 分～ 時 分(時間) *原則として、月～金(祝日除く)8:45～17:15の2時間以内です。
	実施場所	住所 南区 最寄り駅・バス停: 下車徒歩 分
翻訳	翻訳内容	
	依頼言語、枚数	語 枚
	翻訳完了希望日	令和 年 月 日()

！ご確認ください！

- 1 語学ボランティア制度は、依頼者と通訳等ボランティアの自主的な参加によって成り立っています。
- 2 通訳等ボランティアはプロではないため、通訳内容等によって生じたトラブルなどについては、当事者の責任になります。
- 3 通訳対象となる外国人は、感染症法において定義される感染症の患者でないことが条件となります。
- 4 通訳等ボランティアは、レイアウト等、翻訳文書のデザインを請け負うものではありません。

☐同意する ☐同意しない ←チェックをつけてください。

※事業実施日または納入希望日一か月前までに地域振興課まで御提出ください。
当日配布する資料がありましたら、あわせて御提出ください。

(添付資料) 【通訳】通訳内容説明書 または 【翻訳】資料

【通訳等ボランティア決定通知 みなみ市民活動・多文化共生ラウンジ 使用欄】

受付・手配者名	
謝礼金額	
謝金支払方法	口座振り込み (口座振替依頼書を後日お渡しします。)
通訳等ボランティア名	
確認事項	☐ 通訳等ボランティア確認済
備考欄	

通訳内容説明書

団体名

連絡担当者

電話番号

行事名	
依頼言語、人数	語 人
派遣希望日時	令和 年 月 日() 時 分～ 時 分(時間) *原則として、月～金(祝日除く)8:45～17:15の2時間以内です。
参加外国人人数(予定)	
通訳形式	
通訳内容 (なるべく具体的に)	

南区地域活動支援通訳翻訳事業 実施完了報告書

年 月 日

南区地域振興課長

団体名

代表者名

印

南区地域活動支援通訳翻訳について、報告します。

行事名・翻訳名			
対応言語		語	
依頼側・連絡担当者		(ふりがな) 氏名	電話: FAX:
通訳	派遣日時	令和 年 月 日() 時 分～ 時 分 *原則として、月～金(祝日除く)8:45～17:15の2時間以内です。	
	事前打合せ日時	令和 年 月 日() 時 分～ 時 分 *原則として、月～金(祝日除く)8:45～17:15の2時間以内です。	
	実施場所	住所	
	実施内容	参加者人数(うち外国人数)	人(うち外国人人数:)
		国籍及び国籍別人数	国籍: 人
国籍: 人			
実施内容		具体的な通訳内容を、個人情報とは避けてなるべく詳細に御記入ください	
翻訳	翻訳納入日	令和 年 月 日	
アンケート		通訳・翻訳者について ☐ とてもよかった ☐ よかった ☐ 普通 ☐ あまり良くなかった (理由:)	

※派遣日・翻訳納入日より14日以内に地域振興課まで御提出ください。

(翻訳は、納入された翻訳物のコピーを添付してください)

当日使用しました資料がありましたら、あわせて御提出ください。

【令和3年度】介護予防健診のご案内

お元気で21 健診

日常生活を振り返る18項目の問診と3つの体力測定を行い、運動機能や認知機能の低下などの“健康寿命※に影響するサイン”を見つけ、いきいきとした生活を続けられるよう予防の取組などをお伝えしています。

※健康寿命とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活することのできる期間のことです。

対象 おおむね65歳以上の方 **費用** 無料 **会場** 裏面をご覧ください

事前申込制 各会場、定員となり次第終了。お申込の際ご確認ください

受診者**全員**に

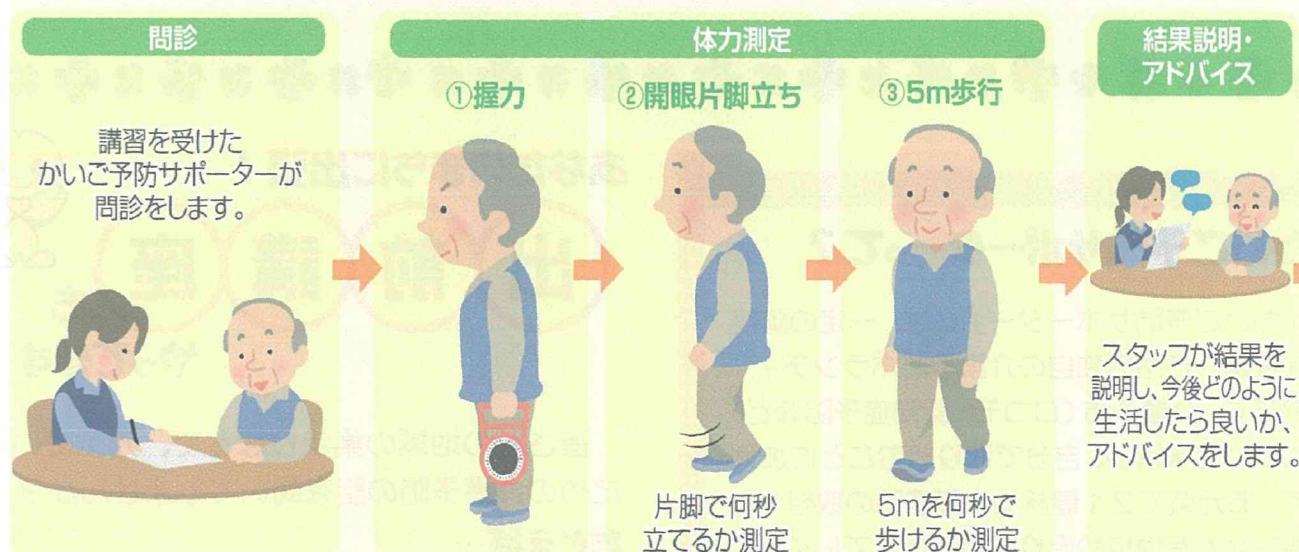
エコバック

と**ボールペン**

をお渡しします



お元気で21 健診の流れ 南区役所・区内地域包括支援センター・南区かいご予防サポーター（地域ボランティア）が実施しています



～感染症の拡大防止に配慮して実施しています！～

◆当日お越しになる前に体調確認を行い、**発熱(37.5℃以上もしくは、平熱より1℃以上高い)、風邪症状(咳、のどの痛み等)**がある場合は参加をお控えください。

◆**マスク着用**、動きやすい服装、熱中症予防のため飲み物をお持ちください。



<主催・問合せ先>

南区役所 高齢・障害支援課 高齢者支援担当 電話045(341)1140 FAX045(341)1144

お元気で21 健診予定表

	会場	所在地	日時		受付時間	上履 き必 要
1	南センター	南太田二丁目	6月25日	金	10:00~11:00	○
2	六ツ川地域ケアプラザ	六ツ川二丁目	7月2日	金	14:00~15:00	○
3	南区役所 1階多目的ホール	浦舟町	7月9日	金	14:00~15:00	
4	フォーラム南太田	南太田一丁目	9月29日	水	10:00~11:00	
5	別所地域ケアプラザ	別所一丁目	10月8日	金	10:00~11:00	○
6	永田地域ケアプラザ	永田南二丁目	10月29日	金	10:00~11:00	○
7	睦地域ケアプラザ	睦町	11月5日	金	10:00~11:00	○



かいご予防サポーターって？

「かいご予防サポーター」とは、一定の講座を履修した南区独自の介護予防ボランティアです。介護予防（ロコモ・認知症予防など）について学習し、自分で取り組むことに加えて、お元気で21健診や介護予防の取組・必要性などを地域や周りの方へ伝えていく活動を行っています。

一緒に活動してくださる方も募集しています！年1回、かいご予防サポーター講習会を実施していますので、ぜひご参加ください！

<主催・問合せ先>

南区役所 高齢・障害支援課 高齢者支援担当 電話045(341)1140 FAX045(341)1144

あなたのまちに出張！

出 前 講 座



も
やっています！

皆さんの地域の集まりなどで、元気であるための介護予防の話を聞いてみませんか？

たとえば…

- 認知症予防(脳トレエクササイズ)
- お口の体操(パタカラ体操)
- 出前版お元気で21健診(1時間位)

ご希望の方は南区役所へお問合せください！
介護予防の各種リーフレットも窓口で配布しています！

かいご予防サポーター 講習会

あなたの力を
待っています♪
お電話ください!



いつまでも元気な自分であるために介護予防に取り組み、
地域で活躍してみませんか?

「かいご予防サポーター」とは、介護予防について学習し、自分で取り組むことに加えて、お元気で21健診(※)の運営や介護予防の取組・必要性などを地域や周りの方へ伝えていく活動を行う南区独自のボランティアです。

対象

受講後かいご予防サポーターとして活動できる方

申込み

先着20人(5月11日から受付開始)

原則全4回の出席後、かいご予防サポーターとして登録します。
なお、4回すべて出席できない場合でもお気軽にご相談ください。

日 時	内 容	場 所
1 6月28日(月) 13:30~15:30	「介護予防について」 講師：人間総合科学大学 鈴川芽久美氏	中村地区センター 中小会議室
2 7月7日(水) 13:30~15:30	「かいご予防サポーターの 活動について」 サポーターの役割・活動内容について	
3 7月14日(水) 13:30~15:30	「お元気で21健診の実際」 健診のデモンストレーション・実践	
4 7月21日(水) 13:30~15:30	「実際の活動に向けて」 講習会の総復習・ 先輩サポーターのお話等	

※お元気で21健診(介護予防健診)…生活の様子を振り返る「18項目の問診」と「3つの体力測定」を行い、運動や認知機能等、“機能低下の恐れがあるサイン”を早期に見つけ、具体的な予防の取組をお伝えしています。

申込み・問合せ

南区役所 高齢・障害支援課 高齢者支援担当
電話:341-1140 FAX:341-1144

南保発第1号
令和3年4月20日

自治会町内会長 各位

南保護司会
会長 工藤 昌代
＜公印省略＞

令和3年度 更生保護活動寄付金について（お願い）

新緑の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より更生保護事業につきまして格別のご支援、ご協力を賜り厚く感謝申し上げます。

今年度も引き続き、南区内の更生保護活動及び犯罪予防活動の一層の充実を図ることを目的として、「社会を明るくする運動」や「青少年の非行防止事業」を実施します。

つきましては、これらの活動推進にあたり、昨年度と同様1世帯あたり20円を目安といたしまして、ご寄付のご協力をお願い申し上げます。

また、お忙しい折誠に恐縮ですが、ご寄付の納入につきましては、8月末日までに手続きしていただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

なお、別紙1にて令和2年度更生保護活動寄付金の実績額と用途についてご報告します。ご一読頂ければ幸いです。

1 寄付金の納入方法について

寄付金の納入につきましては、下記による方法で、8月末日までをお願いいたします。

(1) 郵便振替

同封の「払込取扱票」に、必要事項を記載のうえ、郵便局にてお振込みください。
振込手数料につきましては必要ございません。

(2) 窓口納入

南区社会福祉協議会事務局まで直接お持ちください。

2 寄付金の目安額

自治会・町内会ごとの目安額については、配送便に添付されている別紙2「令和3年度 更生保護寄付金募集 自治会・町内会別目安額」をご参照ください。

3 領収書について

郵便振替で納入なさる場合には、勝手ながら、郵便局の窓口で交付される「払込取扱票」の控えをもって領収書にかえさせていただきます。

＜問合せ先＞ 事務局 南区社会福祉協議会
担当：久保田 TEL：260-2510

令和2年度更生保護活動寄付金実績とその使いみちについて(報告)

ご協力いただきました更生保護活動寄付金は下記のように活用いたしました。ありがとうございました。

募金の種類と募金実績 (令和2年3月末日現在)	使いみち	金 額(千円)
更生保護活動寄付金 1,496,170円	○「社会を明るくする運動」事業等に	916
	○南区内の更生保護活動及び犯罪予防活動を行う団体 (保護司会、更生保護女性会等)への助成金に	260
	○地域の対話集会等啓発費に	320

令和3年度 更生保護寄付金 自治会・町内会別 目安額

(単位:円)

No	団体名	自治会数	世帯数	目安額
1	お三の宮地区連合町内会	7	4,687	93,740
2	太田地区連合町内会	12	4,545	90,900
3	太田東部連合町内会	9	3,495	69,900
4	寿東部連合町内会	10	6,530	130,600
5	中村地区連合町内会	19	6,310	126,200
6	蒔田地区連合町内会	18	5,318	106,360
7	堀ノ内睦町連合町内会	12	2,768	55,360
8	井土ヶ谷地区連合町内会	7	4,085	81,700
9	南永田・山王台地区連合町内会	10	2,942	54,640
10	北永田地区連合町内会	21	5,841	116,820
11	永田みなみ台連合町内会	4	1,383	27,660
12	六ッ川地区連合町内会	19	4,861	97,220
13	六ッ川大池地区連合町内会	14	5,029	100,580
14	本大岡地区連合町内会	14	6,017	120,340
15	大岡地区連合町内会	14	4,505	90,100
16	別所地区連合町内会	8	3,875	77,500
17	連合未加入団体	8	3,210	64,200
合計		206	75,401	1,503,820

※世帯数は、令和2年度の加入世帯数です。

令和3年4月20日

地区連合自治会町内会長 各位

社会福祉法人
横浜市南区社会福祉協議会
会長 大津 幸雄
〈公印省略〉

令和3年度「世帯賛助会費」へのご協力について

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より本会並びに地区社協活動に対しご協力・ご理解を賜りまして誠にありがとうございます。

今年度も引き続き、地区社協事業の推進や区社協各分科会などに活用しております賛助会費にご協力をお願い申し上げます。

◎賛助会費 1世帯 50円（連合会別目安額は、別紙1参照）

◎納入について

8月31日までに地区連合町内会でとりまとめのうえ、

南区社会福祉協議会あてに送金（またはご持参）をお願いいたします。

なお、送金の場合は同封の払込票にご記入のうえ、最寄りの郵便局をご利用下さい。

〈振込郵便口座〉

名 義 社会福祉法人横浜市南区社会福祉協議会
口座番号 00230-8-61559

〈事務局〉

横浜市南区浦舟町3-46 浦舟複合福祉施設8階
社会福祉法人横浜市南区社会福祉協議会

事務局長 坂元 裕輔

電話 045(260)2510

FAX 045(251)3264

令和3年度 世帯賛助会費 連合町内会別 目安額

(単位:円)

No	団体名	自治会数	世帯数	目安額
1	お三の宮地区連合町内会	7	4,687	234,350
2	太田地区町内連合会	12	4,545	227,250
3	太田東部連合町内会	9	3,495	174,750
4	寿東部連合町内会	10	6,530	326,500
5	中村地区連合町内会	19	6,310	315,500
6	蒔田連合町内会	18	5,318	265,900
7	堀ノ内睦町連合町内会	12	2,768	138,400
8	井土ヶ谷地区連合町内会	7	4,085	204,250
9	南永田・山王台連合町内会	10	2,942	147,100
10	北永田地区連合町内会	21	5,841	292,050
11	永田みなみ台連合自治会	4	1,383	69,150
12	六ッ川地区連合自治会	19	4,861	243,050
13	六ッ川大池地区連合自治会	14	5,029	251,450
14	本大岡地区町内会連合会	14	6,017	300,850
15	大岡地区連合町内会	14	4,505	225,250
16	別所地区連合町内会	8	3,875	193,750
17	連合未加入団体	8	3,210	160,500
合計		206	75,401	3,770,050

※世帯数は、令和2年10月現在の加入世帯数です。

南 総 第 24 号
令和 3 年 4 月 20 日

自治会町内会長 各位
地区連合自治会町内会長 各位

南区総務課長

令和 3 年経済センサス-活動調査の実施について

晩春の候、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

日ごろから、区政の推進に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、本年 6 月 1 日を調査期日として、統計法に基づき、総務省及び経済産業省所管の基幹統計調査である経済センサス-活動調査を実施します。

つきましては、本調査への御理解と、調査期間中における調査員による調査活動へ御配慮をお願いします。

なお、調査員は統計調査経験者等から既に推薦手続済のため、各自治会・町内会から推薦いただく必要はございません。

【参考】調査の概要について

(1) 調査の目的

経済構造統計を作成するために行う調査であり、我が国における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団情報を得ることを目的としています。

(2) 調査の日程

次の日程で調査員が調査活動を行います。

- ・ 4 月下旬から 5 月中旬

対象調査区内巡回（調査地域の確認）及び「調査についてのお知らせ」の配布

- ・ 5 月下旬

調査書類の配布

- ・ 6 月上旬

「調査票への回答はお済ですか」の配布

※支社などのある企業、純粹持株会社、資本金 1 億円以上の単独事業所など一部の事業所は、調査員ではなく郵送で調査を行います。

(3) 対象事業所数と調査員数

すべての事業所・企業が対象です。

- ・ 南区の対象：約 6,000 事業所・企業
- ・ 調査員数：約 90 人

【問合せ】 南区総務課統計選挙係
電話 341-1227 FAX 241-1151

新型コロナウイルスワクチンの接種の状況について

4月から開始を予定しているワクチン接種について、現時点の状況及び今後の見通しについて、情報提供いたします。

1 個別通知の発送について

個別通知発送時期	対象者	市内対象者数
4月下旬	80歳以上	約29万人
※発送は対象者ごとに2段階	75～79歳	約19万人
5月中旬	70～74歳	約24万人
※発送は対象者ごとに2段階	65～69歳	約20万人

○個別通知には、以下の書類を同封します。

(接種券/予診票/ワクチン説明書/接種案内ちらし)

※視覚障害者への対応

封筒の点字印刷、接種案内チラシの音声読み上げの二次元コード及び切り欠き加工を行います。

※在住外国人への対応

接種案内チラシに多言語ウェブページのQRコードを掲載します。

2 横浜市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター

電話番号	0120-045-070 ※予約用電話番号については、後日発表します。
FAX	050-3588-7191 (※耳の不自由な方のお問合せ用FAX番号です)
受付時間	9時から19時 (土曜日、日曜日、祝・休日も実施)
対応言語	日本語・英語・中国語・韓国語・ベトナム語・ネパール語・ポルトガル語・スペイン語

3 高齢者接種について

(1) 施設接種

4月12日の週から、高齢者施設に入所している方を対象に介護老人保健施設(老健)及び特別養護老人ホーム(特養)で接種を開始します。

接種開始時期 (※1)	高齢者施設		
	計	老健	特養
4/12の週	14施設(約2,700人)	11施設	3施設
4/19の週	17施設(約3,800人)	11施設	6施設
4/26の週	7施設(約1,600人)	4施設	3施設
5/3の週	1施設(約300人)	—	1施設
合計	39施設(約8,400人)	26施設	13施設

※: 1回目接種の時期。2回目は3週間後の予定

(2) 集団接種・個別接種

5月以降に開始する集団接種及び個別接種の準備状況は次のとおりです。集団接種及び個別接種の予約受付は、個別通知発送後から行う予定です。決まり次第あらためてご案内いたします。

ア 集団接種

5月17日の週からの接種開始に向けて、4月中旬までに各区の接種会場（別紙1）を設営し、各会場でシミュレーションを実施するなどの万全の準備を整えます。

イ 個別接種

市内約1,070の医療機関（病院約70、診療所約1,000：3月31日現在）で個別接種を実施予定です。5月中旬以降、ホームページ等で接種医療機関をご案内します。

接種手法/月		4月	5月	6月	7月
施設接種		4/12週～ 開始予定			
集団接種			5/17週～ 開始予定		
個別 接種	病 院			6月以降 開始予定	
	診療所				

4 ワクチン NEWS について

ワクチン接種に関する情報をタイムリーにお伝えするため、別添「ワクチン NEWS」を発行しています。

創刊号は、各自治会・町内会長あてお送りします。

次号以降は、地域ケアプラザ等、各公共施設等に配架し、広く市民の皆様に情報をお伝えしていきます。

お問合せ先	
【ワクチン接種全般について】 横浜市新型コロナウイルスワクチン接種 コールセンター Tel 0120-045-070	【本資料について】 健康福祉局健康安全課ワクチン接種調整等担当 Tel 045-671-4841 FAX 045-664-7296 MAIL kf-info-vaccine@city.yokohama.jp

■集団接種会場（各区の接種会場）

区	会場名	実施時間 (予定)	1日最大 接種回数 ※	区	会場名	実施時間 (予定)	1日最大 接種回数 ※
鶴見区	鶴見公会堂	10時から 16時まで	450回	金沢区	金沢地区 センター	10時から 16時まで	450回
神奈川 区	神奈川公会堂	10時から 16時まで	300回	港北区	港北公会堂	10時から 16時まで	450回
西区	西公会堂・ 西地区センター	10時から 16時まで	450回	緑区	緑公会堂	10時から 16時まで	450回
中区	技能文化 センター	10時から 16時まで	150回	青葉区	青葉公会堂・ 青葉スポーツ センター	13時から 16時まで	600回
	中スポーツ センター	10時から 16時まで	300回	都筑区	都筑公会堂	10時から 16時まで	450回
南区	南公会堂	10時から 16時まで	450回	戸塚区	戸塚スポーツ センター	10時から 16時まで	450回
港南区	港南スポーツ センター	10時から 16時まで	450回	栄区	栄スポーツ センター	10時から 16時まで	450回
保土ヶ谷 区	保土ヶ谷 スポーツセンター	10時から 16時まで	450回	泉区	泉公会堂	10時から 16時まで	450回
旭区	旭スポーツ センター	10時から 16時まで	450回	瀬谷区	瀬谷スポーツ センター	10時から 16時まで	450回
磯子区	磯子スポーツ センター	10時から 16時まで	450回	計 19 か所 8,100 回/日			

※ 1日最大接種回数は、レイアウト上の最大接種回数

ワクチン NEWS No.1

令和3年3月24日時点の情報をもとに作成しています。

創刊

『新型コロナウイルス・ワクチン NEWS』では、横浜市のワクチン接種についての情報をわかりやすく提供します。



個別通知(接種券)の送付について

横浜市では、新型コロナウイルスワクチン接種に向け、国の示す接種順位に従って対象となる方全員が市内各所でワクチンの接種を受けられるよう準備を進めています。

高齢者の方への個別通知(接種券)の発送は、4月下旬から年齢別に順次発送します。



対象者	80歳以上	75歳以上	70歳以上	65歳以上
送付時期	4月下旬 *発送は2段階		5月中旬 *発送は2段階	

接種券が届いたら

ワクチンの接種には事前に **予約** が必要です。
接種券は接種の予約、接種会場での受付で必要となるため、お手元に届いたらなくさないよう大切に保管してください。

* 予約システムは接種券送付までに開設予定です。

新型コロナウイルスワクチン接種に関するお問い合わせは、
横浜市 新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター まで

☎ 0120-045-070

FAX 050-3588-7191
(耳の不自由な方のお問合せ用 FAX です)

受付時間 9時から19時まで(土、日、祝日も実施)

8か国語に対応します(English、中文、한국、Tiếng Việt、नेपाली、Português、Español、日本語)

【新型コロナウイルスワクチンに便乗した詐欺にご注意ください！】

ワクチン接種は無料です。行政機関や病院などが、ワクチン接種のために金銭を求めることはありません。

教えて！

新型コロナウイルス ワクチンのこと！！



接種費用は
かかりますか？

新型コロナウイルスワクチンの
予防接種は無料で受けられます。



私は予防接種を
受けることが
できますか？

現在国で承認されているワクチン
(ファイザー社製)については、
対象者の年齢が 16 歳以上の方と
されています。



ワクチン接種の
スケジュールは？

高齢者の接種は、5月17日の週より集団接種会場
での接種を開始し、6月上旬より医療機関での接種
を開始する予定です。
それ以外の方の接種も、国のスケジュールに
基づき順次開始します。



ワクチンは
何回接種すれば
いいの？

ファイザー社製ワクチンの場合、2回接種が必要と
なります。1回目の接種を受けてから3週間後の同
じ曜日に2回目を受けていただくことになっています。
3週間を超えた場合、できるだけ早く2回目の接種
を受ける必要があります。



ワクチンは必ず
接種しなくては
ならないの？

市民の皆様には、接種を受けていただく
ことをおすすめしていますが、強制では
ありません。
接種には本人や保護者の同意が必要です。



横浜に住民登録
している親族が
市外の施設に入
所しています。
どこで接種を受
けられますか？

長期入院、入所している方等やむを
得ない事情による場合には、住民票
所在地外の場所でも接種を
受けることができます。



新型コロナウイルスワクチン接種の準備状況について

高齢者施設等に入所されている方以外の高齢者の方々に対するワクチン接種の開始に向けた準備状況をご案内します。

1 個別通知の発送について

(1) 発送スケジュール

高齢者施設等に入所されている方以外の高齢者の方々に対して、次の通りワクチン接種に係る個別通知を発送します。

個別通知発送日	対象者	市内対象者数
4月23日(金)	80歳以上	約29万人
4月30日(金)	75歳以上	約19万人
5月10日(月)	70歳以上	約24万人
5月14日(金)	65歳以上	約21万人

※発送から市民の皆様のお手元に届くまで数日程度要する見込みです。
(連休期間は、1週間程度要する場合があります。)

(2) 送付書類

個別通知には、次の書類を同封します。

①接種券 ②予診票 ③ワクチン説明書(効果、注意点等) ④接種案内チラシ

2 集団接種の予約について

(1) 予約開始日時

5月3日(月・祝)午前9時

(2) 予約方法

横浜市専用の予約サイト(Web、スマートフォン)及び電話で予約ができます。

予約サイトのURL及び予約センターの電話番号は、個別通知に同封の「接種案内チラシ」でご確認ください。

(3) 留意事項

国はすべての高齢者が接種できる量のワクチンを6月末までに各自治体に順次供給する見通しです。希望する方は必ずワクチンを接種できますので、慌てずにご予約ください。

裏面あり

3 集団接種・個別接種の準備状況について

(1) 集団接種

すべての会場の設営を4月15日(木)までに終え、その後各会場で接種開始に向けたシミュレーションを進めます。

5月17日(月)に青葉スポーツセンター(青葉区)で接種を開始し、19日(水)から市内19か所の会場で接種を開始します。

(2) 個別接種

市内約1,070の医療機関(病院約70、診療所約1,000:3月31日現在)で個別接種を実施予定です。接種開始は6月以降の予定です。

※市内接種医療機関の一覧及び予約方法は、5月中旬以降、横浜市ホームページ等でお知らせします。

4 5月の施設接種について

高齢者施設等での施設接種は、各施設の意向をふまえて、5月中に400~500施設を目途に接種を実施する予定です。

対象の高齢者施設

介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症高齢者グループホーム、住宅型有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、ケアハウス、サービス付き高齢者住宅 等

5 広報について

広報よこはまやチラシ、ミニコミ誌など紙媒体を活用した発信のほか、電車内へのポスター掲示、SNSによる発信、外国人の方向けの多言語対応等、様々な媒体を通じて、予約方法や接種場所などワクチン接種に関する様々な情報をお届けしています。

お問合せ先

【1、2、5について】

健康福祉局健康安全課ワクチン接種調整等担当課長 鈴木 真実 Tel 045-671-4843

【3(1)について】

健康福祉局健康安全課ワクチン接種調整等担当課長 松崎 善夫 Tel 045-671-4893

【3(2)について】

健康福祉局健康安全課ワクチン接種調整等担当課長 曾我 直樹 Tel 045-671-4842

【4について】

健康福祉局健康安全課ワクチン接種調整等担当課長 喜多 麻子 Tel 045-671-4847

個別通知封筒（白色）

表

横浜市から大切なお知らせです。必ず開封してください。

横浜市新型コロナウイルスワクチン接種専用

お問合せ コールセンター	0120-045070
予約センター	

土日祝日含む毎日 9:00~19:00

141003

裏

予診票

[illegible]

接種券

あなたの券番号

00000 00000

新型コロナウイルスワクチン接種券

予約メモ欄

1回目 日時： 月 日 () 時 分 場所：	2回目 日時： 月 日 () 時 分 場所：
--------------------------------------	--------------------------------------

接種券	診察したが接種できない場合												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"> 券種 2 ワクチン接種 </td> <td style="width: 50%;"> 1回目 </td> </tr> <tr> <td> 氏名 神谷川真穂氏 </td> <td> 141003 </td> </tr> <tr> <td> 年齢 </td> <td> 14 </td> </tr> </table>	券種 2 ワクチン接種	1回目	氏名 神谷川真穂氏	141003	年齢	14	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"> 券種 1 予約のみ </td> <td style="width: 50%;"> 1回目 </td> </tr> <tr> <td> 氏名 神谷川真穂氏 </td> <td> 141003 </td> </tr> <tr> <td> 年齢 </td> <td> 14 </td> </tr> </table>	券種 1 予約のみ	1回目	氏名 神谷川真穂氏	141003	年齢	14
券種 2 ワクチン接種	1回目												
氏名 神谷川真穂氏	141003												
年齢	14												
券種 1 予約のみ	1回目												
氏名 神谷川真穂氏	141003												
年齢	14												

新型コロナウイルスワクチン 予約接種済証 (臨時)
Certificate of Vaccination for COVID-19

1回目 接種年月日 接種場所 接種券種	シール貼付部 (シール貼付時)
-------------------------------------	--------------------

2回目 接種年月日 接種場所 接種券種	シール貼付部 (シール貼付時)
-------------------------------------	--------------------

接種を受ける方へ

●持ち物：この接種券（シールははがさないでください）
本人確認書類（健康保険証、運転免許証等）

●右側の接種済証は接種後も大切に保管してください。

